

下呂市監査告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づく措置について下呂市教育長から通知があったので、同項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和5年2月22日

下呂市監査委員 都竹基己

下呂市監査委員 今井能和

平成 28 年度から令和 3 年度に実施した定期監査での指摘事項に対して改善中または未措置であった事項について、現在の措置状況について次のとおり通知があったので、その内容を公表する。

(単位:件)

監査の種類	実施年度	対象件数 (改善中又は 未措置の件数)	今回調査の結果		
			措置済	改善中	未措置
定期監査	平成 28 年度	0	0	0	0
	平成 29 年度	0	0	0	0
	平成 30 年度	0	0	0	0
	令和元年度	0	0	0	0
	令和 2 年度	0	0	0	0
	令和 3 年度	1	0	1	0
合 計		1	0	1	0

■以下は、措置状況の詳細である。

令和3年度

【監査対象課名:教育総務課】

(定期監査結果報告日:令和3年12月23日)

指摘事項	<p>○学校における不用となった薬品の管理等について</p> <p>本件については、平成 24 年度及び平成 26 年度実施の定期監査において指摘したところであるが、不用になった実験用薬品でいまだ廃棄処分に至っていないものがある。このまま学校に長期間放置すれば管理上のリスクがあるため、廃校となった学校保管分を含め廃棄すべき薬品を洗い出し、廃棄処理費の予算措置を執るなど計画的に廃棄されたい。</p> <p>加えて、一部の学校では、理科準備室と薬品庫のそれぞれの鍵が理科準備室内の戸棚に保管されており不適切であったことから、職員室内で厳重に管理するよう徹底されたい。</p>		
区分 (該当に○印)		<p>1. 措置済(何らかの措置を実施した場合)</p> <p>○ 2. 改善中(措置を検討中、措置を実施中の場合)</p> <p>3. 未実施(何もしていない場合)</p>	
措置状況の内容	<p>【廃棄すべき薬品の処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分方法について調査・検討中です。来年度、処分可能なものから予算計上し、処分を行う予定です。 <p>【薬品の保管・管理について】</p> <p>下記のとおり学校に指導しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劇薬は鍵のかかる薬品庫で保管すること ・使用した薬物は、使用ごとに管理簿に記載すること ・薬物管理簿の記載様式は統一しないが、少なくとも1品目ごとに取得年月日、使用日、使用量または残量(容器ごとの質量計測でもよい)、使用目的、使用者を記録すること 		